

令和3年度 学校図書館司書教諭講習実施要項

鳴門教育大学

1. 目的

学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に携わる司書教諭を養成するため、文部科学大臣の委嘱を受けて行うもので、学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）に従って実施します。

2. 受講資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者
- (2) 大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者

※大学在学中の者は、修了証書の効力は学校の教諭の免許状を取得した時点から生じることに留意すること。

3. 講習科目、単位数及び担当講師

講習科目	単位数	担当講師
学校経営と学校図書館	2	鳴門教育大学 非常勤講師 黒田麻衣子
学校図書館メディアの構成	2	鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授 藤村裕一
読書と豊かな人間性	2	鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授 余郷裕次

※今年度は「学習指導と学校図書館」、 「情報メディアの活用」は、開講しません。

<参考>学校図書館司書教諭に必要な科目と単位数

科目名	単位数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

4. 講習期間及び日程

- (1) 期間 令和3年8月8日（日）～ 令和3年8月27日（金）
- (2) 日程 別表のとおり

5. 講習実施機関・講習会場

鳴門教育大学（徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地）

6. 受講定員

各30人

7. 受講料

無料。ただし、教材費その他の費用として実費を徴収することがあります。

8. 講習受講の申込方法

- (1) 申込先 鳴門教育大学教務部学術情報推進課免許更新係
〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748 番地
TEL 088-687-6128
- (2) 受付期間 令和3年6月4日(金)～6月14日(月) 17時必着
持参の場合、土・日曜日を除く9:00～17:00
- (3) 提出書類
 - ①令和3年度学校図書館司書教諭講習申込書 1部
(必ず別添の様式をダウンロードし、使用してください。)
申込書の氏名で修了証書が発行されます。正しく記入してください。
 - ②教育職員免許状授与証明書〔受講資格の(1)に該当する者のみ〕 1部
(現職教員にあっては、有する教諭の免許状を複写し、それに所属する学校長の原本と相違ない旨の証明を付したものに代えることができます。)
申込書に記入した全ての免許状の証明書を提出してください。
 - ③在籍する大学の発行する証明書〔受講資格の(2)に該当する方のみ〕 1部
(大学に2年以上在学し62単位以上を修得していることが証明できているもの)
※鳴門教育大学学校教育学部_に在籍している方も証明書が必要です。
 - ④返信用封筒
指定する大きさの封筒に自己の宛先を明記し、指定金額分の切手を貼付してください。
 - ア) 今回の受講により、所定の単位を満たし、修了証書を授与される見込みの方
長形3号(23.5cm×12cm)の封筒及び94円分切手 2組
. (受講許可通知書及び単位修得通知書送付用)
角形2号(24cm×33cm)の封筒及び460円分切手 1組
. (簡易書留にて修了証書送付用)
 - イ) 今回の受講により、所定の単位の一部を修得する見込みの方
長形3号(23.5cm×12cm)の封筒及び94円分切手 2組
. (受講許可通知書及び単位修得通知書送付用)
 - ⑤単位修得証明書
今回の受講により、所定の単位を満たし、修了証書を授与される見込みの方で、すでに大学等で所定の単位の一部を修得している方は、単位を修得した大学等の発行した証明書(学校図書館司書教諭用)が必要です。
※大学において当該証明書の交付を受ける際に、「学校図書館司書教諭の資格申請」に使用する旨申し出てください。
 - ⑥戸籍抄本
改姓等により、各証明書の記載事項と事実が相違する場合のみ必要です。
※過去に本学へ証明書を提出している場合も、再度提出が必要です。
当該年度の発行日の証明書を提出してください。

9. 受講者の決定

- (1) 受講希望者が定員を超える場合は、次の順位及び申込順で受講者を決定します。
 - ①すでに大学等で一部の単位を修得し、今年度の講習を受講することにより、修了証書が授

与される見込みの方

②その他の方

- (2) 受講許可通知は、7月中旬に発送する予定ですが、7月26日(月)を過ぎても届かない場合は、申込先までお問合せください。

10. 単位の認定及び単位修得証明書等の授与

- (1) 原則として全日出席してください。
(2) 科目ごとに「出席時間数」及び「レポート等」により合否を判定し、合格者には単位修得証明書を授与します。
(3) 所定の単位(5科目10単位)を修得した者については、文部科学大臣から「修了証書」が授与されます。(令和4年3月予定)

11. その他

宿泊等の斡旋は行いません。

12. 修了証明書の発行申請

すでに学校図書館司書教諭講習規程第3条に定める所定の単位を修得している方は、書類申請のみで修了証書が授与されます。

- (1) 申込先 鳴門教育大学教務部学術情報推進課免許更新係
〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地
TEL 088-687-6128
- (2) 受付期間 令和3年6月4日(金)～6月14日(月)17時必着
持参の場合、土・日曜日を除く9:00～17:00
- (3) 提出書類
- ①令和3年度学校図書館司書教諭講習申込書 1部
(必ず別添の様式をダウンロードし、使用してください。)
申込書の氏名で修了証書が発行されます。正しく記入してください。
- ②教育職員免許状授与証明書〔教員免許状を有する者〕 1部
(現職教員にあつては、有する教諭の免許状を複写し、それに所属する学校長の原本と相違ない旨の証明を付したものに代えることができます。)
申込書に記入した全ての免許状の証明書を提出してください。
- ③在籍する大学の発行する証明書〔教員免許状を有しない者〕 1部
(大学に2年以上在学し62単位以上を修得していることが証明できているもの)
※鳴門教育大学学校教育学部_に在籍している方も証明書が必要です。
- ④返信用封筒
角形2号(24cm×33cm)の封筒に自己の宛先を明記し、460円分切手(簡易書留にて修了証書送付用)を貼付してください。
- ⑤単位修得証明書
単位を修得した大学等の発行した証明書が必要です。
※大学において当該証明書の交付を受ける際に、「学校図書館司書教諭の資格申請」に使用する旨申し出てください。
- ⑥戸籍抄本
改姓等により、各証明書の記載事項と事実が相違する場合のみ必要です。
- (4) 修了証書の送付時期は、令和4年3月の予定です。
- ※今年度、講習受講申請を行う方のうち、所定の単位(5科目10単位)を修得した方につきましては、再度手続きを行う必要はございません。

※受講申込みにあたり、本学が取得した個人情報_は、他の目的で使用しません。

(別 表)

講 習 日 程

月日 (曜日)	時 間	講習科目等	講 師
8月8日 (日)	8:50～ 9:00	オリエンテーション	余 郷 裕 次
8月9日 (月)	9:00～17:30	読書と豊かな人間性	
8月10日 (火)	9:00～17:30		
8月11日 (水)	9:00～17:30		
8月17日 (火)	8:50～ 9:00	オリエンテーション	黒 田 麻 衣 子
8月18日 (水)	9:00～17:30	学校経営と学校図書館	
8月20日 (金)	9:00～17:30		
8月21日 (土)	9:00～17:30		
8月24日 (火)	8:50～ 9:00	オリエンテーション	藤 村 裕 一
8月25日 (水)	9:00～17:30	学校図書館メディアの構成	
8月26日 (木)	9:00～17:30		
8月27日 (金)	9:00～17:30		
8月28日 (土) ～ 9月5日 (日)		自 宅 学 習	
9月6日 (月) <必着>		レポート提出締切	

※台風等により講習を中止した場合は、予備日に実施する予定です。

読書と豊かな人間性・・・・・・・・ (予備日) 8月12日 (木)

学校経営と学校図書館・・・・・・・・ (予備日) 8月23日 (月)

学校図書館メディアの構成・・・・ (予備日) 8月28日 (土)

※今後、新型コロナウイルス感染症の状況等に応じて、やむを得ず、日程や実施方法の変更、開講を中止とする可能性があることをご了承ください。